

令和7年5月

生徒・保護者の皆様へ

栃木県教育委員会事務局高校教育課

県立高校授業料について
(令和7年度高校生等臨時支援について)

栃木県の県立高校授業料については、現在、国の高等学校等就学支援金制度により、世帯年収の目安が約910万円未満の方を対象に実質無償化となっていますが、この度、国において、授業料支援の対象者の範囲が拡大され、これまでの就学支援金制度に加え、「高校生等臨時支援金制度」が創設されました。

制度の概要は、学校ホームページに周知用リーフレット(概要)を掲載しておりますのでご覧ください。具体的な申請手続については、7月までに学校から御案内いたしますので、学校から配布される文書等を御確認のうえ、必ず手続を行っていただくようお願いいたします。

令和7年度の授業料が無償となるためには必ず申請が必要です
(申請をしない場合は授業料をお支払いいただくことになります)

【事前のお願い】

短期間での手続をお願いする可能性があります。以下のとおり御準備をお願いします。

- マイナンバーがわかるもの(個人番号通知書、マイナンバーカード等)
- 所得審査の対象となる保護者等(例:保護者2名分)が税の申告をしていない場合は済ませておくこと

※配偶者に収入がない場合でも配偶者本人の住民税の申告が必要です(控除対象配偶者を除く)。

※申告をしていない場合は、追加の手続きや書類の提出が必要になります。

※令和7年7月の申請には、令和6年(1月~12月分)の収入の申告が必要です。

確定申告や住民税の申告については、お住まいの市町村の税窓口等にお問い合わせください。